

件 名

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

教育職員免許法等の一部改正に伴い、教育職員の免許状に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
教育職員免許状等の授与手続等について定めるもの

- 2 改正の内容
 - (1) 教員免許更新制の廃止に伴う規定の整備
 - ア 有効期間の更新、延長等の申請手続の廃止
 - イ 更新講習に関する規定の廃止
 - ウ 期限切れによる免許失効者に対する再授与手続の規定
 - (2) その他規定の整備

3 施行期日 公布の日

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

【経緯等】

- ・教員の資質能力確保を目的とし、中央教育審議会において「教員免許更新制」の抜本的な見直しに向けた議論が行われた。

① 教育職員免許法の一部改正

- ・普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。
- ・施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状は、施行日以後は有効期間の定めがないものとする。 など



施行日：令和4年7月1日

期限切れによる免許失効者に対する再授与申請については、事務手続を簡素化するよう附帯決議がなされている。

② 教育公務員特例法の一部改正

- ・任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。
- ・指導助言者（任命権者等）は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。 など



施行日：令和5年4月1日

※現在文部科学省でガイドラインの作成中

改正案	現行																								
<p style="text-align: center;">教育職員の免許状に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第二十条の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う教育職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。以下「教員」という。）の免許状（以下「免許状」という。）の授与等に関し、法令で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第二条 この規則で次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれその下欄のよういいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上欄</th> <th style="text-align: center;">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	下欄	(略)	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(略)	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">教育職員の免許状に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第二十条の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う教育職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。以下「教員」という。）の免許状（以下「免許状」という。）の授与、<u>有効期間の更新等</u>に関し、法令で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第二条 この規則で次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれその下欄のよういいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上欄</th> <th style="text-align: center;">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>平成十九年改正法</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>平成二十年免許法施行規則改正省令</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	下欄	(略)	(略)	<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u>	<u>平成十九年改正法</u>	(略)	(略)	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u>	<u>平成二十年免許法施行規則改正省令</u>	(略)	(略)
上欄	下欄																								
(略)	(略)																								
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																								
(略)	(略)																								
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																								
(略)	(略)																								
上欄	下欄																								
(略)	(略)																								
<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u>	<u>平成十九年改正法</u>																								
(略)	(略)																								
<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u>	<u>平成二十年免許法施行規則改正省令</u>																								
(略)	(略)																								

(削る)

(削る)

第二章 出願の手続

(普通免許状授与等の出願)

第三条 免許法第五条第一項又は免許法附則第八項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願 (様式第一)
- 二・三 (略)
- 四 履歴書 (様式第二)
- 五 (略)

2 前項に掲げる書類のほか、教員として一年以上の経験年数を有する者が教育実習の単位を他の科目の単位に振り替える場合にあつては実務に関する証明書を提出しなければならない。

3 昭和三十六年改正法附則第六項の規定による中学校教諭の技術の教科についての二種免許状又は平成十二年改正法附則第二項若しくは第三項の規定による高等学校教諭の情報又は福祉の教科についての一種免許状の授与を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、昭和三十六年改正法附則第六項の適用を受ける者にあつては第四号、平成十二年改正法附則第二項又は第三項の適用を受ける者にあつては第三号の書類は提出を要しない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願 (様式第一)
- 二～五 (略)
- 六 履歴書 (様式第二)

4 免許法第十六条の規定により、教員資格認定試験に合格し各相当の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願 (様式第一)

免許状更新講習規則 (平成二十年文部
科学省令第十号)

更新講習規則

第二章 出願の手続

(普通免許状授与等の出願)

第三条 免許法第五条第一項又は免許法附則第八項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願 (様式第一、以下同じ。))
- 二・三 (略)
- 四 履歴書 (様式第二、以下同じ。))
- 五 (略)

2 前項に掲げる書類のほか、教員として一年以上の経験年数を有する者が教育実習の単位を他の科目の単位に振り替える場合にあつては実務に関する証明書を、免許法第五条第二項又は免許法附則第八項の適用を受ける者である場合にあつては免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書 (以下「免許状更新講習修了等証明書」という。)を提出しなければならない。

3 昭和三十六年改正法附則第六項の規定による中学校教諭の技術の教科についての二種免許状又は平成十二年改正法附則第二項若しくは第三項の規定による高等学校教諭の情報又は福祉の教科についての一種免許状の授与を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、昭和三十六年改正法附則第六項の適用を受ける者にあつては第四号、平成十二年改正法附則第二項又は第三項の適用を受ける者にあつては第三号の書類は提出を要しない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願
- 二～五 (略)
- 六 履歴書

4 免許法第十六条の二の規定により、教員資格認定試験に合格し各相当の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与・新教育領域の追加願

- 二 (略)
 - 三 履歴書 (様式第二)
 - 四 (略)
- (削る)

- 5 (略)
(大学等一括出願)
第三条の二 (略)
(検定による普通免許状の出願)

第四条 免許法第六条、第十七条、第十八条、附則第五項、附則第九項、附則第十七項若しくは附則第十八項又は施行法第二条の規定による普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、昭和六十三年改正法附則第十項の適用を受ける者にあつては第三号、免許法別表第四の適用を受ける者 (第二項の適用を受ける者を除く。) にあつては第五号の書類は提出を要しない。

一 教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第五)

- 二 (略)
 - イ (略)
 - ロ 有することを必要とする免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書 (様式第六) 又は当該免許状等の写し
 - ハ (略)
 - 三～六 (略)
 - 七 履歴書 (様式第二)
 - 八 (略)
- (削る)

2・3 (略)

- 二 (略)
- 三 履歴書
- 四 (略)

5 免許法第十六条の二第二項の適用を受ける者は、前項に掲げる書類のほか、免許状更新講習修了等証明書を提出しなければならない。

- 6 (略)
(大学等一括出願)
第三条の二 (略)
(検定による普通免許状の出願)

第四条 免許法第六条、第十七条、第十八条、附則第五項、附則第九項、附則第十七項若しくは附則第十八項又は施行法第二条の規定による普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、昭和六十三年改正法附則第十項の適用を受ける者にあつては第三号、免許法別表第四の適用を受ける者 (第三項の適用を受ける者を除く。) にあつては第五号の書類は提出を要しない。

一 教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第五、以下同じ。)

- 二 (略)
- イ (略)
- ロ 有することを必要とする免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書 (様式第六、以下同じ。) 又は当該免許状等の写し
- ハ (略)
- 三～六 (略)
- 七 履歴書
- 八 (略)

2 免許法第六条第四項 (免許法附則第五項後段、附則第九項後段、附則第十八項後段若しくは附則第十九項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第十七条第二項において準用する第十六条の二第二項の適用を受ける者は、前項に掲げる書類のほか、免許状更新講習修了等証明書を提出しなければならない。

3・4 (略)

(検定による臨時免許状の出願)

第五条 免許法第五条第五項、第十七条、第十八条若しくは附則第七項、昭和二十九年改正法附則第七項、第二十項若しくは第二十一項又は施行法第二条の規定による臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第九)

二 (略)

2 (略)

一 教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第九)

二・三 (略)

3 (略)

4 前三項の場合において、臨時免許状の授与又は新教育領域の追加を受けようとする者は、任命権者(県教育委員会が任命するものうち、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。))立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教員にあつては埼玉県教育局(以下「教育局」という。)教育事務所長、市町村立の高等学校並びに県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教員にあつては教育局県立学校部県立学校人事課長とする。以下同じ。)又は雇用者の証明する普通免許状を有する者を採用することができない旨の理由書(様式第十)を添付しなければならない。

(検定による特別免許状の出願)

第五条の二 免許法第五条第二項の規定による特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第五)

二 (略)

イ (略)

ロ 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書 (様式第六) 又は免許状等の写し

ハ 実務経歴証明書(様式第十一)

ニ (略)

三 (略)

(検定による臨時免許状の出願)

第五条 免許法第五条第六項、第十七条、第十八条若しくは附則第七項、昭和二十九年改正法附則第七項、第二十項若しくは第二十一項又は施行法第二条の規定による臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願 (様式第九、以下同じ。)

二 (略)

2 (略)

一 教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願

二・三 (略)

3 (略)

4 前三項の場合において、臨時免許状の授与又は新教育領域の追加を受けようとする者は、任命権者(県教育委員会が任命するものうち、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。))立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教員にあつては埼玉県教育局(以下この項において「教育局」という。)教育事務所長、市町村立の高等学校並びに県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教員にあつては教育局県立学校部県立学校人事課長とする。以下同じ。)又は雇用者の証明する普通免許状を有する者を採用することができない旨の理由書(様式第十)を添付しなければならない。

(検定による特別免許状の出願)

第五条の二 免許法第五条第三項の規定による特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願

二 (略)

イ (略)

ロ 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書又は免許状等の写し

ハ 実務経歴証明書(様式第十一、以下同じ。)

ニ (略)

三 (略)

2 (略)

(学識経験者等の意見の聴取)

第五条の三 免許法第五条第四項の規定による学校教育に関し学識経験を有する者その他文部科学省令に定める者の意見の聴取に関し必要な事項については、別に定める。

(免許状を要しない非常勤講師の届出)

第五条の四 (略)

一 特別非常勤講師届出書(様式第十三)

二 (略)

2 (略)

3 現に特別非常勤講師として勤務している者を前項の規定による届出期間満了後引き続き任命し、又は雇用しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、特別非常勤講師届出書(様式第十三)により届け出るものとする。

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の出願)

第六条 (略)

一・二 (略)

三 履歴書(様式第二)

四 学業成績証明書又は教科に関する証明書(様式第十五)

五 (略)

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第七条～第十条 (略)

第四章 教科

(施行法第二条の規定によるものの教科)

第十一条 (略)

2 前項の教科についての成績良好な旨の出身学校長又は免許法に定める実務証明責任者の証明は、学業成績証明書又は教科に関する証明書(様式第十五)によるものとする。

(削る)

2 (略)

(学識経験者等の意見の聴取)

第五条の三 免許法第五条第五項の規定による学校教育に関し学識経験を有する者その他文部科学省令に定める者の意見の聴取に関し必要な事項については、別に定める。

(免許状を要しない非常勤講師の届出)

第五条の四 (略)

一 特別非常勤講師届出書(様式第十三、以下同じ。)

二 (略)

2 (略)

3 現に特別非常勤講師として勤務している者を前項の規定による届出期間満了後引き続き任命し、又は雇用しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、特別非常勤講師届出書により届け出るものとする。

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の出願)

第六条 (略)

一・二 (略)

三 履歴書

四 学業成績証明書又は教科に関する証明書(様式第十五、以下同じ。)

五 (略)

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第七条～第十条 (略)

第四章 教科

(施行法第二条の規定によるものの教科)

第十一条 (略)

2 前項の教科についての成績良好な旨の出身学校長又は免許法に定める実務証明責任者の証明は、学業成績証明書又は教科に関する証明書によるものとする。

第五章 更新の手續等

(有効期間の更新の手續)

第十二条 免許法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免

(削る)

許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 有効期間更新申請書（様式第十八）

二 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書、免許状の写し又は免許法施行規則第六十一条の十に規定する証明書

三 免許状更新講習修了等証明書

四 戸籍抄本、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者として、同項の更新の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者であること（同条第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。）の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

一 有効期間更新申請書（様式第十九）

二 免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当することを証明する書類

三 前項第二号及び第四号に掲げる書類

（有効期間の延長の手続）

第十三条 免許法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項に定める事由の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

一 有効期間延長申請書（様式第二十）

二 免許法第九条の二第五項に定める事由があることを証明する書類

三 前条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

（更新講習修了確認の手続）

第十四条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程の修了確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習修了確認申請書（様式第二十一）

二 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書、免許状の写し又は

(削る)

平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十五条に規定する証明書

三 免許状更新講習修了等証明書

四 戸籍抄本、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

(更新講習修了後の期間に関する確認の手続)

第十五条 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定による確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習修了後の期間に関する確認申請書(様式第二十二)

二 前条第二号から第四号までに掲げる書類

(更新講習修了確認期限の延期の手続)

第十六条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項に定める事由の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

一 修了確認期限延期申請書(様式第二十三)

二 平成十九年改正法附則第二条第四項に定める事由があることを証明する書類

三 第十四条第二号及び第四号に掲げる書類

(更新講習免除の認定の手続)

第十七条 平成十九年改正法附則第二条第五項括弧書の規定による認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項各号のいずれかに該当する者であること(同項第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。)の証明が第一号に掲げる書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

一 免許状更新講習免除申請書(様式第二十四)

二 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証明する書類

三 第十四条第二号及び第四号に掲げる書類

(更新講習を受講できる者)

第十八条 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定

(削る)

める者は、校長（園長を含む。）、副校長、教頭及び教員（以下「校長等」という。）であつたことのある者で教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつているものとする。

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているもののうち県教育長が別に定めるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ、ニ又はホに掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の職員

二 学校法人（県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事

（更新講習修了確認の義務）

第十九条 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、校長等であつたことのある者で教育委員会教育長その他教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつているもののうち県教育長が別に定めるものとする。

2 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているもののうち県教育長が別に定めるもの

イ 地方公共団体の職員

ロ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。）の役員又は職員

ハ 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、

(削る)

中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。）の職員

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。）の役員又は職員

二 学校法人（県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事

（更新講習の免除対象者）

第二十条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、校長等であつたことのある者で教育委員会教育長その他教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつているものうち県教育長が別に定めるものとする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているものうち県教育長が別に定めるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人の職員

二 学校法人（県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事

3 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているものうち県教育長が別に定めるもの

イ 地方公共団体の職員

ロ 国立大学法人の役員又は職員

(削る)

第五章 雑則

(免許教科以外の教科担任許可の申請)

第十二条 (略)

一 免許教科以外の教科担任許可申請書 (様式第十八)

二 教員別、教科別週間担任時間数一覧表 (様式第十八の二)

2 (略)

(特別免許状等の様式)

第十三条 特別免許状の様式は、様式第十九のとおりとする。

2 臨時免許状の様式は、様式第二十又は様式第二十一のとおりとする。

(免許状の授与又は交付の証明)

第十四条 免許状の授与又は交付の証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願 (様式第二十二) を県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の証明は、教育職員免許状授与証明書 (様式第二十三) をもつて行う。

(単位修得証明書の再交付)

第十五条 単位修得証明書の再交付を受けようとする者は、単位修得証明書再交付願 (様式第二十四) を県教育委員会に提出しなければならない。

(書類の経由及び特例)

第十六条 この規則に定める書類は、市町村立(さいたま市立を除く。)

ハ 学校法人の職員

ニ 社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人の役員又は職員

二 学校法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。)の理事

4 免許法施行規則第六十一條の四第五号及び平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十條第一項第五号に規定する表彰等は、文部科学大臣、埼玉県知事、県教育委員会、さいたま市長、さいたま市教育委員会又は私立学校で構成する団体が行う個人の表彰等であつて県教育長が別に定めるものとする。

第六章 雑則

(免許教科以外の教科担任許可の申請)

第二十一条 (略)

一 免許教科以外の教科担任許可申請書 (様式第二十五、正副各一通とする。)

二 教員別、教科別週間担任時間数一覧表 (様式第二十六)

2 (略)

(特別免許状等の様式)

第二十二条 特別免許状の様式は、様式第二十七のとおりとする。

2 臨時免許状の様式は、様式第二十八又は様式第二十九のとおりとする。

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十三条 免許状の授与又は交付の証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願 (様式第三十) を県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の証明は、教育職員免許状授与証明書 (様式第三十一) をもつて行う。

(単位修得証明書の再交付)

第二十四条 単位修得証明書の再交付を受けようとする者は、単位修得証明書再交付願 (様式第三十二) を県教育委員会に提出しなければならない。

(書類の経由及び特例)

第二十五条 この規則に定める書類は、市町村立(さいたま市立を除く。)

の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する職員にあつては教育局教育事務所長を経由して提出することができる。

2 (略)

(削る)

(補則)

第十七条 (略)

別表 (第十条関係)

一～十九 (略)

様式第1～5 (略)

様式第6 (第4条、第5条の2関係) (略)

様式第7～17の2 (略)

の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員にあつては埼玉県教育局教育事務所長を経由して提出することができる。

2 (略)

3 県内に所在する公立学校 (地方公共団体が設置する学校教育法第一条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。) 及び幼保連携型認定こども園をいう。) に勤務する教員 (常勤に限る。) が、第五章の規定による申請をするときは、県教育長が別に定める書類の提出をもつて第十二条第二号又は第十四条第二号に掲げる書類の提出に代えることができる。

(補則)

第二十六条 (略)

別表 (第十条関係)

一～十九 (略)

様式第1～5 (略)

様式第6 (第4条、第5条の2、第12条一第17条関係) (略)

様式第7～17の2 (略)

(削る)

様式第18 (第12条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
本籍地 都 道 府 県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名	

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領 域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日	

(削る)

様式第19 (第12条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日	
本籍地 都 道 府 県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名	

私は、免許状更新講習の受講を免除の上、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 免除事由

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証 明 者)

(削る)

様式第20 (第13条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間延長申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
本籍地 都 道 府 県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名	

私は、下記の事由により免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証 明 者)

(削る)

様式第21 (第14条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了確認申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
本籍地 都道 府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職名	

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

(削る)

様式第22 (第15条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了後の期間に関する確認申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
本籍地 都 道 府 県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名	

私は、下記の免許状について免許状更新講習修了後の期間に関する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領 域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日	
		年 月 日	

(削る)

様式第23 (第16条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

修了確認期限延期申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日
本籍地 都 道 府 県 現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名

私は、下記の事由により 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

(削る)

様式第24 (第17条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習免除申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日
本籍地 都 道 府 県 現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名

私は、下記の事由により免許状更新講習受講の免除対象者の認定を受けることを申請します。

記

1 免除事由

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証 明 者)

様式第18（第12条関係）（略）

様式第18の2（第12条関係）（略）

様式第十九（第十三条関係）（略）

様式第二十（第十三条関係）（略）

様式第二十一（第十三条関係）（略）

様式第22（第14条関係）（略）

様式第25（第21条関係）（略）

様式第26（第21条関係）（略）

様式第二十七（第二十二條関係）（略）

様式第二十八（第二十二條関係）（略）

様式第二十九（第二十二條関係）（略）

様式第30（第23条関係）（略）

様式第23（第14条関係）

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第24（第15条関係）（略）

様式第31（第23条関係）

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
有効期間の満了日	年 月 日	
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第32（第24条関係）（略）

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、有効期間の更新」を削る。

第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の項、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の項及び免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の項を削る。

第三条第一項第一号及び第四号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項中「、免許法第五条第二項又は免許法附則第八項の適用を受ける者である場合にあつては免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習修了等証明書」という。))を削り、同条第三項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第六号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四項中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第三項」を「第二項」に改め、同項第一号及び第二号口中「、以下同じ。」を削り、同項第七号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項第一号中「教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第九)」を加え、同条第四項中「この項において」を削る。

第五条の二第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第一号中「教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第五)」を加え、同項第二号口中「免許状等受得証明書」の下に「(様式第六)」を加え、同号八中「、以下同じ。」を削る。

第五条の三中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第五条の四第一項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第三項中「特別非常勤講師届出書」の下に「(様式第十三)」を加える。

第六条第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四号中「、以下同じ。」を削る。

第十一条第二項中「教科に関する証明書」の下に「(様式第十五)」を加える。

第五章を削る。

第二十一条第一項第一号中「様式第二十五、正副各一通とする。」を「様式第十八」に改め、同項第二号中「様式第二十六」を「様式第十八の二」に改め、第六章中同条を第十二条とする。

第二十二条第一項中「様式第二十七」を「様式第十九」に改め、同条第二項中「様式第二十八」を「様式第二十」に、「様式第二十九」を「様式第二十一」に改め、同条を第十三条とする。

第二十三条第一項中「様式第三十」を「様式第二十二」に改め、同条第二項中「様式第三十一」を「様式第二十三」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「様式第三十二」を「様式第二十四」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「埼玉県」を削り、同条第三項を削り、同条を第十六条とする。

第二十六条を第十七条とする。

第六章を第五章とする。

様式第六中、「~~第12条—第17条~~」を削る。

様式第十八から様式第二十四までを削る。

様式第二十五中「(~~第21条関係~~)」を「(~~第12条関係~~)」に改め、同様式を様式第十八とする。

様式第二十六中「(~~第21条関係~~)」を「(~~第12条関係~~)」に改め、同様式を様式第十八の二とする。

様式第二十七中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第十九とする。

様式第二十八中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十とする。

様式第二十九中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十一とする。

様式第三十中「(~~第23条関係~~)」を「(~~第14条関係~~)」に改め、同様式を様式第二十二とし、同様式の次に次の様式を加える。

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第三十一を削る。

様式第三十二中「(第24条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第二十四とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（埼玉県教育委員会が授与したものに限り、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第十条第一項又は第十一条第四項により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合の出願の手続については、教育職員の免許状に関する規則第三条及び第四条の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会教育長が別に定めるものとする。